○大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例

【参考資料２】

昭和40年４月１日

条例第32号

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例を公布する。

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第40条第１項及び第３項の規定に基づき、大阪都市計画大阪港臨港地区の分区の区域内における建築物その他の構築物の建設等の規制について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例で商港区、特殊物資港区、工業港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区とは、昭和40年大阪市告示第112号により指定された商港区、特殊物資港区、工業港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区をいう。

（禁止構築物）

第３条　法第40条第１項に規定する条例で定める建築物その他の構築物は、別表の左欄に掲げる分区の区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げるもの以外のものとする。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて建設等を許可したものを除く。

（罰則）

第４条　法第40条第１項の規定に違反した者は、300,000円以下の罰金に処する。

（施行の細目）

第５条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則（昭和40年４月１日施行、告示第111号）

１　この条例の施行期日は、市長が定める。

２　この条例施行の際、現に建設中の建築物その他の構築物は、この条例の適用については、現に存する建築物その他の構築物とみなす。

附　則（昭和54年12月27日条例第37号、昭和55年１月１日施行、昭和54年告示第776号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和62年２月20日条例第３号、マリーナ港区に関する改正規定、平成10年１月28日施行、告示第60号の７）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、マリーナ港区に関する改正規定の施行期日は、市長が定める。

２　この条例による改正後の大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の適用については、この条例の施行の際現に建設中の建築物その他の構築物は、現に存する建築物その他の構築物とみなす。

附　則（平成13年３月５日条例第20号）

１　この条例は、平成13年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の適用については、この条例の施行の際現に建設中の建築物その他の構築物は、現に存する建築物その他の構築物とみなす。

３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成28年５月26日条例第82号）

（施行期日）

１　この条例は、平成28年６月23日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に建設、改築又は用途変更に着手する建築物その他の構築物について適用し、同日前に建設、改築又は用途変更に着手した建築物その他の構築物については、なお従前の例による。

３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成28年10月５日条例第98号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に建設、改築又は用途変更に着手する建築物その他の構築物について適用し、同日前に建設、改築又は用途変更に着手した建築物その他の構築物については、なお従前の例による。

３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 分区 | 建築物その他の構築物 |
| 商港区 | (1)　法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。）  (2)　海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所  (3)　原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存して事業を営む流通加工施設（流通加工を行うために必要な作業を行う工場を含む。以下同じ。）及びその附帯施設  (4)　荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及びその附帯施設  (5)　港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設  (6)　港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他これらに類する施設で市長が指定するもの  (7)　港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設  (8)　第2号の事業の利便の用に供するための自動車、荷役機械又はコンテナの修理工場  (9)　税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所  (10)　第2号の事業に従事する者のための休泊所、診療所その他市長が指定する福利厚生施設  (11)　第2号の事業に従事する者の利便の用に供するための旅館及びホテル（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号の営業の用に供するものを除く。以下同じ。）、日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店（同条第1項第1号から第3号までの営業の用に供するものを除く。以下同じ。）その他市長が指定する便益施設  (12)　第2号の事業に従事する者の利便の用に供するための銀行業、保険業その他これらに類する営業で市長が指定するもの（以下「銀行業等」という。）の用に供する店舗（郵便局を含む。）  (13)　第2号の事業の利便の用に供するためのガソリンスタンド |
| 特殊物資港区 | (1)　法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設  (2)　海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所  (3)　原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存して事業を営む流通加工施設及びその附帯施設  (4)　第2号の事業の利便の用に供するための自動車、荷役機械又はコンテナの修理工場  (5)　税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所  (6)　第2号の事業に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店その他市長が指定する便益施設  (7)　第2号の事業に従事する者の利便の用に供するための銀行業等の用に供する店舗（郵便局を含む。）  (8)　第2号の事業の利便の用に供するためのガソリンスタンド |
| 工業港区 | (1)　法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設  (2)　海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所  (3)　原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設  (4)　前号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設  (5)　税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所  (6)　第2号の事業又は第3号若しくは第4号の工場若しくは施設に係る事業に従事する者のための休泊所及び診療所  (7)　第2号の事業又は第3号若しくは第4号の工場若しくは施設に係る事業に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他市長が指定する便益施設  (8)　第2号の事業又は第3号若しくは第4号の工場若しくは施設に係る事業に従事する者の利便の用に供するための銀行業等の用に供する店舗（郵便局を含む。）  (9)　第2号又は第3号の事業の利便の用に供するためのガソリンスタンド |
| 保安港区 | (1)　法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号、第8号の2、第9号、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設  (2)　危険物又は危険物以外の油類を取り扱う業を営む者の事務所  (3)　消火施設その他の危険防止施設  (4)　税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所 |
| マリーナ港区 | (1)　法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の2、第8号の3及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設  (2)　スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設  (3)　レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、休泊所、クラブ事務所、スポーツ施設、レクリエーション施設その他市長が指定する福利厚生施設  (4)　税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所  (5)　レクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するための旅館及びホテル、物品販売店（風営法第2条第6項第5号の営業の用に供するものを除く。以下同じ。）、飲食店その他市長が指定する便益施設 |
| 修景厚生港区 | (1)　法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の3、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設  (2)　図書館、博物館、水族館、展示場、公会堂、展望施設、研究施設、研修施設その他市長が指定する業務施設  (3)　税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所  (4)　旅館及びホテル、公衆浴場（風営法第2条第6項第1号の営業の用に供するものを除く。）、診療所、物品販売店、ガソリンスタンド、飲食店、遊技場、劇場（同項第3号の営業の用に供するものを除く。）、運動競技場及びその附帯施設その他市長が指定する便益施設  (5)　銀行業等の用に供する店舗（郵便局を含む。）  (6)　第2号の展示場若しくは研究施設又は第4号の物品販売店若しくは飲食店（以下「展示場等」という。）に附属する工場であって、その作業場の床面積の合計が2,500平方メートル（当該展示場等の延べ面積の合計が2,500平方メートル未満である場合にあっては、当該延べ面積の合計の面積）未満であるもの |

